



峠のふくろう通信

<http://www.e-fukurou.jp/>

ヒルトップ税理士法人

Tel : 03-3441-3041 Fax : 03-5421-7086

《 千の風 》

アメリカ西海岸からの熱風が日本列島を駆け抜けました。平日昼間の中継にもかかわらず、2009 ワールド・ベースボール・クラシック決勝戦の瞬間最高視聴率が 45.6%となり、2008 年度中の最高記録となりました。WB C2 連覇を賭け、意気込みも新たに臨んだ「侍ジャパン」は期待通りのプレーを披露してくれました。奮闘する選手達が残した個人記録は様々でしたが、優勝という二文字に向けて全員でひたむきに突き進む選手達の振る舞いには、熱い感動が込み上げてきました。

一方で、同じシーソーゲームでも相手の失点のみを当てにする党首戦では心許ない限りだと思えます。チーム全体で精一杯、走り、跳び、投げ、打つというような熱意溢れる行動に期待したいところです。

先日公開された「レッドクリフ Part II」では、いよいよ赤壁の戦いがクライマックスを迎えます。この戦いは、それまで吹き続けていた冬の北西風が止み、にわかに東南の風が吹き始めたことで、長江を挟み南岸に対峙する孫権劉備連合軍の火攻めが効を奏し、わずか 5 万ばかりの軍勢をもって、長江の北岸に陣取った地を埋め尽くすかのような曹操軍 80 万の大軍を押

し返すことに成功したことで有名です。なぜ突然に東南の風が吹いたのか諸説はありますが、この地の気候を観察してみると、冬に北西風が絶えず吹くという訳ではなく、気流の変化によっては東南の風に変わる時が来るという特徴があったそうです。この気象現象の発見による

危機からの脱出は、むしろ寡勢だったからこそ針の落ちる音にさえ驚きつつ耳を澄まし、しかも考えに考え抜いたことによって達成できたのではないかと思います。

ヒルトップ税理士法人におきましては、昨秋から急増中の信用保証協会を活用した融資を受ける際に必要となる「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」に沿った経理処理を助言するためにも、所員一丸となり毎月の月次巡回監査体制を充実させているところでございます。また、平成 21 年度に創設された事業承継税制が皆様方の有効活用に繋がりますよう、この新制度の調査研究・情報発信活動にも精力的に取り組んでまいります。より一層皆様方のお役に立つべく、一つ一つの努力を大切に積み重ねていきたいと考えております。

副所長 杉山一紀



平成21年度税制改正を振り返る

最近の景気対策としてまず取り上げられるのは定額給付金や高速道路料金の値下げですが、平成21年度の税制改正も、景気回復のため様々な優遇措置等が盛り込まれました。

(1) 住宅ローン控除（所得税額の特別控除）

- ① 適用期限を5年延長（H25年入居までを対象とします）
- ② H21年入居だと10年間の合計で最大500万円の税額控除
- ③ 「認定長期優良住宅」に該当する場合は控除率（通常は1%）が1.2%にアップ
- ④ 既存の住宅でも、省エネ改修工事（太陽光発電設置工事など）をした場合には工事費用（上限金額あり）の10%を所得税額から控除（H21・22年分のいずれか1回の確定申告でのみ適用可能。）

(2) 土地等の長期譲渡所得の1000万円特別控除制度の創設

- ① H21.1.1～H22.12.31までの取得が条件
- ② 譲渡する年の1月1日時点で所有期間が5年を超えている事が条件
- ③ 個人・法人両方に適用あり。但し、個人はその土地等が事業用資産であることが条件

(3) 法人税の軽減税率引下げ <H21.4 決算～>

- ① 中小法人等（資本金1億円以下）限定
- ② H21.4.1～H23.3.31までに終了する事業年度に限定
- ③ 年800万円以下の所得に対し18%の税率（現在は22%）

(4) 欠損金の繰戻し還付制度の適用 <H21.2 決算～>

- ① 中小法人等（資本金1億円以下）限定
- ② H21.2.1以後終了事業年度から適用可能に
- ③ 前期に所得発生 → 当期が欠損の場合に適用

(5) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

- ① 経営承継相続人が
- ② 非上場会社を運営していた被相続人から
- ③ 相続によりその会社の株式等を取得し、その会社を運営していく場合には、
- ④ その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続開始前保有分と合わせて総数の3分の2までに限る）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。

(*) 贈与税の納税猶予制度も併せて創設。

(6) 上場株式等の配当所得・譲渡所得等に対する税率

H21.1.1～H23.12.31までは7%（個人は住民税含め10%）の軽減税率の延長



平成21年3月以降決算のポイント整理

平成21年度税制改正とあわせ、平成21年3月以降決算のポイントをもう一度整理しましょう。

(1) 減価償却（機械装置の区分の簡素化・耐用年数の見直し）

- ① 機械装置を保有している場合は再確認
- ② 耐用年数の見直しによって当期の償却額に影響が生じることも…

(2) 教育訓練費の税額控除

- ① 対象が中小企業に限定された
- ② H20年度改正により、前期比での教育訓練費の増加要件が外れた
そのため、当期の (教育訓練費) ÷ 労務費 (給与+法定福利費+教育訓練費) の割合が、0.15%以上であれば、どの中小企業も適用可能。

《例えば…》

社員1人あたりの労務費を450万円と仮定すると、年間6,750円(450万円×0.15%=6,750円)。これ以上の教育訓練費を支払うと税額控除の対象となり、6,750円×8%=540円の税額控除が受けられます。

一人当たりで考えるとインパクトが小さいかもしれませんが、教育訓練費用の総額が多ければ、控除率も大きくなるため、税額控除の恩恵も大きくなります。

- ③ 法人税額の20%を限度とし、超過した分は切捨て（翌期への繰越無し）
- 教育訓練費・労務費は、**従業員(使用人)に対するものが対象**となり、**役員等を対象とするものは対象外**。

(3) 所有権移転外ファイナンスリース取引に係る会計処理

資産計上か従来通りの賃貸借処理か？どちらの処理方法を採用しているのかを再確認

(4) 平成21年度税制改正

- ① 法人税の軽減税率引下げ（平成21年4月決算以降）
- ② 欠損金の繰戻還付制度の適用（平成21年2月決算以降）

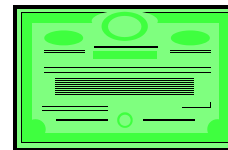
以上、詳細につき不明な点等ございましたら当事務所にお気軽にご相談下さい。（ながせ）

《2009年春の風景》



～株券電子化～

特別口座開設通知書が届いたら



1. タンス株はお持ちですか？

平成21年1月5日に、上場企業の株券が廃止され、電子データとして管理する「株券電子化」が実施されました。これにより、株券は無効になり、株主の権利は、証券会社などの取引口座で電子的に管理されます。証券会社を通じて「証券保管振替機構(ほふり)」に預託していない株券(いわゆる「タンス株」)は、約178億株あり発行会社が信託銀行等に開設した「特別口座」に記録されています。2月上旬に特別口座開設通知書が送付された場合、特に気をつける必要があります。

2. そのままじゃいけないの？

「特別口座」は、株主の権利保全のために開設された口座です。「特別口座」で管理されている株式はそのままでは売却できません。(端株や単元未満株は「特別口座」のままでも売買できます)

また、相続等により他人名義のまま保有していたタンス株については、株主としての権利を失ってしまう可能性があります。所定の手続きが必要ですので、株主名簿管理人等に早めにご相談ください。

3. 売買できるようにするには？

「特別口座」の株を売買できるようにするには、証券会社の口座(「一般口座」または「特定口座」)に振り替える必要があります。振替の手続きは証券会社へお問い合わせください。なお、「一般口座」にある株式も含めて、「特定口座」への振替は平成21年5月31日までになりますので、注意が必要です。

「一般口座」：自分で年間の譲渡損益を計算し、確定申告をする必要がある口座です。

「特定口座」：確定申告の手間を省き、年間の譲渡損益等の管理を簡単にするための口座で、源泉徴収制度を選択した場合は、上場株式等の譲渡の確定申告が不要になります。

4. 今後を考えると特定口座が有利？

今まで、上場株式等の配当金の受取方法は、今まで郵便局での受取り、又は、株式発行会社ごとに指定した銀行口座への振込み、という2つの方法がありました。平成21年以降は「株式数比例配分方式」「登録配当金受領口座方式」も選べるようになりました。

「株式数比例配分方式」は、証券会社の口座で配当金を受取る方法で、株式と配当金を一元管理できるようになります。また、平成22年以降、特定口座内で上場株式等の配当金と譲渡損失との損益通算ができるようになる予定です。

「登録配当金受領口座方式」は、あらかじめ指定した銀行口座ですべての配当金を受取る方法です。



5. とにかく5月31日までに！！

上記のように、株のスムーズな売買、配当の受取りや来年以降の確定申告のことを考えると、特別口座や一般口座にある株式は、すぐに特定口座に振替したほうがよさそうですね。

期限が5月31日までですので、まだ手続きされていない方は、すぐに証券会社に連絡してみましよう！！

(ささき)

ふるさと余話

東京スカイツリーの出来る街 (東京都墨田区)

初めまして。今までに背たけを聞かれた回数は計り知れない、身長190cmの松浦雄二です。平成生まれではなく、昭和60年10月15日生まれの23歳です。

私が生まれ育った町は、下町浅草のすぐ近くにある「押上」という静かで何も無い平和な町です。ただ、何も無い町ではありますが、1つ大きな利点があります。それは、電車の便が大変良いことです。東京の都心である渋谷や新宿、品川などにもおよそ30分あれば行くことができます。学生時代は、この便の良さによく助けられたものです。



また、自宅から10分程度歩いたところには、下町の伝統を物語る川があります。「隅田川」です。みなさんにとって、隅田川のイメージとはどのようなものでしょうか？ 屋形船？ 桜の花見？ でもやはり一番は、なんといっても夏の伝統行事である花火大会ではないでしょうか。今年で32回目を向える隅田川の花火大会は、毎年テレビ中継もしている程メジャーなもので、およそ80万人以上の人が見に来ます。この花火大会の日だけは、町が活性化され、人々で溢れます。



しかし、この花火大会、実は私、ここ3年見ていません。それは何故かと申しますと、隅田川の花火大会は毎年7月の最終土曜日と決まっているからです。なんと税理士試験は毎年8月の第1週と決まっているのです。そう、試験はすぐそこ、追い込みの時期なのです。いち早く試験に合格し、また快く花火を見られるようにしなきゃいけませんね。

最後になりましたが、押上区域は都市化計画が進んでいて、約3年後には、第2の東京タワーと呼ばれる「東京スカイツリー」が完成し、町が栄えることが予想されています。私は、個人的には、静かで平和で何も無いのがこの町の特徴だと思っているので、多少複雑な気持ちになりますが、栄えて多くの方々に「押上」という町を知ってもらえたらそれもいいのかなと思っています。



(隅田川花火大会)



(建設中の東京スカイツリー)



(東京スカイツリー完成予想図)

※ 東京スカイツリーは高さ610mで、2012年春開業予定だそうです。楽しみですね。

(まつうら)



「古い伝票は捨てていい??」

経理のお仕事は、領収書・請求書・入出金伝票…などたくさん書類を見ながら行います。最近ではだいぶコンピュータ化が進んだとはいえ、どんどん書類が増えてきて、その整理に頭を悩ませる方も多いのではないのでしょうか。この書類の山がなくなったら、どんなにスッキリするだろう…、そんなご相談を受けることがあります。

経理に関する書類の保存期間は、次のように法律で決められています。

- ・ 10年間保存 …決算書・総勘定元帳
- ・ 7年間保存 …請求書・領収書・支払報告書その他これらに準ずるもの
- ・ その他人事労務関係の書類等は、別途保存期間が決められています。



これらの書類は、種類や会計期間ごとに綴るか、箱に入れて保管します。保存期間を過ぎて廃棄するときは、シュレッダーまたは溶解の方法で処理しましょう。

それでも書類が多すぎて保管場所に困る！という方は、電子帳簿の利用をお勧めします。電子データという形で帳簿や書類を保存することができます。当事務所が推奨する TKC ソフトをお使いの場合は、今まで冊子に製本してお渡ししていた総勘定元帳を CD-ROM でお渡しします。また、請求書等一定の書類も、スキャナーで読み込んで、データ保存することができます。

この電子帳簿を利用するには、対象となる会計期間の開始3か月前までに税務署へ届出書を提出するなど準備が必要ですが、書類保存でお悩みのことがあれば、当事務所担当者にお声掛けください！！

(このコーナーでは、経理が初めての方が疑問に思うようなことを、一緒に解き明かしていきたいと思います)

税務カレンダー																																																												
4月								5月								6月																																												
1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31												
5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
12	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30														
19	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																												
26	27	28	29	30				24	25	26	27	28	29	30	31	28	29	30																																										

4月… 2月決算法人の法人税・消費税・地方税の申告納付

5月… 個人住民税特別徴収額の通知
 固定資産税第1期分の納付(☆)
 軽自動車税・自動車税の納付(☆)
 平成20年分所得税延納の期限(6/1)
 3月決算法人の法人税・消費税・地方税の申告納付(6/1)

6月… 所得税予定納税額の通知(6/15)
 個人住民税普通徴収第1期分の納付
 4月決算法人の法人税・消費税・地方税の申告納付

(☆…自治体によって、納付月が前後します)

ちょっと同感？ マイブーム間かせてコーナー

私の最近のマイブーム、それは「パスモでピッ!!」です。パスモはご存知、鉄道会社が発行するICカードですが、クレジットカードからオートチャージできるようになり、便利になりました。

電車の乗り降りはもちろん、自動販売機、コンビニ、レストラン、お土産…何でも最近「パスモでピッ!!」の毎日で、お財布の登場機会がありません。

そうすると、パスモの残高に端数が発生するのですが、その語呂合わせを考えるのもマイブーム。今日の残高は4,211円。ヨニイイ(世に良い)。うんうん、パスモは便利で世の中の役に立ってますよね。(み)

<< 編集後記 >>

今号より紙面を少しだけ刷新し、新しいコーナー「Cafe Hilltop」を作りました。いかがでしょうか。経理処理に不慣れなご担当者様が、こんなこと聞いてもいいのかな？今更聞いては恥ずかしいよな…そう思うってしまうようなことを一緒に考えていきたいと思えます。聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥と申します。何か疑問や不安なことがありましたら、すぐにお声掛けください。(みやた)